

○福岡県証明手数料条例

昭和四十四年四月一日
福岡県条例第九号

〔福岡県証明等手数料条例〕をここに公布する。

福岡県証明手数料条例
(昭六一条例一・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、別に定めるもののほか、証明(公簿又は公文図書の謄本又は抄本の交付を含む。以下同じ。)に係る手数料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(昭六一条例一・一部改正)

(手数料の徴収)

第二条 手数料は、次の各号に掲げる証明の申請者から申請の際徴収する。

- 一 法人に関する証明
- 二 営業又は業務に関する証明
- 三 土地又は建物に関する証明
- 四 前各号に掲げる証明以外の証明

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の証明については、手数料を徴収しない。

- 一 県立学校その他これに類する施設の在学者等に関する事項
- 二 児童福祉施設その他これに類する施設の入所者等に関する事項
- 三 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に関する事項
- 四 盗難等の届出又は交通事故に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が規則で定める事項

(昭六一条例一・一部改正)

(手数料の額)

第三条 手数料の額は、一件(謄本又は抄本の交付にあつては一枚)につき四百円とする。

2 前項の規定にかかわらず、現地における調査又は確認を必要とし、かつ、その費用が同項に定める額を著しく超える証明で知事が規則で定めるものの手数料の額は、一件につき二千二百円を超えない範囲内で知事が規則で定める額とする。

(昭五一条例四・昭六〇条例一八・昭六一条例一・平四条例二〇・平九条例四八・一部改正)

(手数料の減免)

第四条 知事は、国若しくは他の地方公共団体又は生活保護法による保護を受けている者その他知事において特別の理由があると認める者から証明の申請があつたときは、手数料を減額又は免除することができる。

(昭六一条例一・一部改正)

(手数料の不還付)

第五条 既納の手数料は、還付しない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 福岡県事務手数料条例(昭和三十年福岡県条例第四十七号)

二 宗教法人に関する証明事務手数料徴収条例(昭和二十九年福岡県条例第一号)

三 福岡県薬事に関する証明手数料徴収条例(昭和二十九年福岡県条例第十五号)

四 建設業登録証明手数料条例(昭和三十五年福岡県条例第七号)

五 福岡県立高等学校証明手数料徴収条例(昭和三十年福岡県条例第五十一号)

(関係条例の一部改正)

3 福岡県建築材料試験及び建築構造検査手数料並びに建築物試験器具使用料条例(昭和三十六年福岡県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4 福岡県林業試験場手数料及び使用料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和五一年条例第四号)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第一八号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において知事が規則で定める日から施行する。

(昭和六一年規則第五二号で昭和六一年九月一日から施行)

附 則(平成四年条例第二〇号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第四八号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。